

気象観測用測器の記録計（データロガー）購入仕様書

本仕様書は、気象観測用測器の記録計（データロガー）の購入に当たって、基本的な事項及び基準について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、設置等の性質上必要なものについては、売主の負担で行うものとする。

1 目的

下記一般大気環境測定局に設置した、気象観測用測器の記録計を更新し、正常な動作を維持することを目的とする。

2 対象測器名称及び数量

気象観測用測器の記録計（データロガー） 2 式

3 納入場所

雲南合同庁舎一般環境大気測定局	雲南市木次町里方531-1
出雲保健所一般環境大気測定局	出雲市塩冶町223-1

4 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

5 気象観測用測器の記録計（データロガー）の仕様

「環境大気常時監視マニュアル（第 6 版）」の必要な規格等を満たすこと。

記録計（データロガー）

- | | |
|-----------|---|
| ①入力 | 風向、風速、温度及び湿度 |
| ②測定範囲 | 風向：全方向 0～540°
風速：0～20m/s
温度：-20～40℃
湿度：0～100% |
| ③アナログ出力 | 0～1V DC |
| ④デジタル出力 | LAN（10BASE-T/100BASE-TX）
（環境省デジタルテレメータ標準インターフェース） |
| ⑤電源 | AC 100V 60Hz |
| ⑥表示機能 | 7 インチ以上のタッチパネルカラー液晶表示が取り付けられていること。風向・風速・温度・湿度の観測値をリアルタイムデータ、過去データ、折れ線グラフ、ログ情報、パラメータ設定を表示できること。風向の画面表示は16方位以上の円形表示とする。 |
| ⑦データ保存機能 | 各測定データを 1 年程度保存できること。 |
| ⑧インターフェース | SDカード、USBフラッシュメモリ等の外部記録媒体に接続することができ、風向、風速、温度及び湿度のデータを取り出せること。 |
| ⑨その他 | 以下の既設機器はそのまま利用するので、入力を合わせること。
(1) 雲南合同庁舎一般環境大気測定局
風向・風速計 ANEOS株式会社 WS-BN6 |

- 温度計 ANEOS株式会社 TS-801A
湿度計 ANEOS株式会社 HS-501
(2) 出雲保健所一般環境大気測定局
風向・風速計 ANEOS株式会社 WS-BN6
温度計 ANEOS株式会社 TS-801A
湿度計 ANEOS株式会社 HS-501

6 据付・調整等

- (1) 契約後速やかに納入仕様書、工程表及び据付位置図を島根県担当者に提出し、その了承を得ること。
- (2) 気象観測用測器の記録計（データロガー）を上記(1)により了承を得た場所へ据え付け、所定の消耗品を交換した上で調整を行い、島根県大気環境監視テレメータシステム（以下「テレメータ」という。）と結線ができる状態にすること。ケーブルが次回更新時までには老朽化することが見込まれる場合も、島根県担当者と協議の上、当該部分の取り替えを行うこと。
- (3) テレメータとの結線は、テレメータとの入出力の確認・調整を含め受注者側の責任で行うこと。詳細については、島根県担当者の指示に従うこと。
- (4) 据付・調整完了後は、速やかに島根県担当者にその旨を文書で報告すること。
- (5) 上記(4)の報告に当たっては、設置（交換）前、設置中、設置（交換）後の写真を添付すること。
- (6) 据付・調整等の経費は、全て売主が負担すること。
- (7) 気象観測用測器の記録計（データロガー）の据付・調整等に伴い発生する廃棄物は売主の責任において撤去し、適正に処分（再生を含む。）すること。また、旧計測器については、新しい製品を販売する際の商習慣として、下取りとする。
なお、撤去日時・方法等については、島根県担当者の指示に従うこと。

7 付属品

気象観測用測器の記録計（データロガー）の納入に際し、以下の物を付属品とする。

- (1) 取扱説明書 各3部

8 アフターサービス及び緊急時対応

- (1) 気象観測用測器の記録計（データロガー）の消耗部品、定期交換部品及びその他必要な保安部品は、製造打ち切り後5年間は使用可能状態で維持すること。
- (2) 気象観測用測器の記録計（データロガー）の精度向上等のため改善された部品は、可能な限り廉価で提供するとともに、保守点検についての技術情報を提供すること。
- (3) 気象観測用測器の記録計（データロガー）の動作不良については、速やかに対応するとともに、必要な技術情報を提供すること。

9 保証期間

無償保証期間は1年間とし、この期間内に通常の使用状態において発生した故障・性能低下等の欠陥事項については、売主の責任において速やかに無償で取り替えるとともに、復旧修理等の必要な措置を講じること。

また、無償保証期間外であっても、点検調整・修理等において必要とする備品等の調達・交換については、概ね1ヶ月以内に可能とする体制を取ること。

10 その他

売主は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部事項について必要と認めたときは、島根県担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。